

「総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準」

1. 落札者決定の方法

落札者は、長崎県建設工事総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領(平成25年6月25日 25建企第198号)12及び13の規定に基づき決定する。

2. 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の(1)～(2)の要件に該当する者のうち、「2. 総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者としてすることがある。

(1)入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であること。

(2)評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

(1)評価値の算出式

$$\text{評価値} = [(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位(小数第4位を四捨五入)までとする。

(2)標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は10点とする。

(3)加算点の算出式

加算点は、「(4)評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出式により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

(4)評価の基準

別表のとおり。

別表 評価の基準（標準例）【一般土木工事・特別簡易型】

評価項目	評価内容	配点例		評価基準
		OP有	OP無	
配置予定技術者の能力 ※2 ※配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。				
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○元請の主任（監理）技術者または現場代理人（1級または2級施工管理技士等）として従事したものとす。	0.6	0.7	A：同種工事
		0.3	0.35	B：類似工事
		0	0	C：なし
配置予定技術者の工事成績評定	○公告日の属する年度の直前5ヶ年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請の監理（主任）技術者として従事した当該工事と同一工事種別の工事成績評定の最高点とする。 ○対象工事は長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保護）課が発注したものとす。	0.9	1.2	A：80点以上
		0.68	0.9	B：75点以上 80点未満
		0.45	0.6	C：70点以上 75点未満
		0.23	0.3	D：65点以上 70点未満
		0	0	E：65点未満、または工事成績評定なし
表彰（優秀現場技術者）	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度で以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。 ・長崎県の優秀工事表彰（下請表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者。	0.3	0.4	A：知事表彰または部長表彰
		0.15	0.2	B：機関長表彰
		0	0	C：なし
配置予定技術者の資格A	○資格の種類 （1）法による1級土木施工管理技士 （2）法による1級建設機械施工技士 （3）技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○上記（1）～（3）のいずれかの取得後の年数とする。	0.6	0.7	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上または技術士取得後3ヶ月以上
		0.45	0.55	B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満
		0.3	0.35	C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満
		0	0	D：その他
		0	0	
配置予定技術者の資格B ※オプション項目（OP）	○公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1級舗装施工管理技術者 例② 地すべり防止工士	0.6		A：あり
		0		B：なし
企業の施工能力 ※2				
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	0.9	0.9	A：同種工事
		0.45	0.45	B：類似工事
		0	0	C：なし
工事成績の評定	○公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県環境部自然環境（保護）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.4	0.4	A：80点以上
		0.3	0.3	B：75点以上 80点未満
		0.2	0.2	C：70点以上 75点未満
		0.1	0.1	D：65点以上 70点未満
		0	0	E：65点未満、または工事成績評定なし
施工実績件数 （注：土木一式工事及び舗装工事以外の場合は3段階評価とする）	○評価項目「工事成績の評定」の対象となった工事件数とする	0.4	0.4	A：10件以上 または、2件以上（土木一式工事・舗装工事以外）
		0.3	0.3	B：8件以上 10件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除）
		0.2	0.2	C：6件以上 8件未満 または、1件（土木一式工事・舗装工事以外）
		0.1	0.1	D：4件以上 6件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除）
		0	0	E：4件未満 または、実績なし（土木一式工事・舗装工事以外）
優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ○下請表彰は、機関長表彰として評価する。	0.2	0.2	A：知事表彰または部長表彰
		0.1	0.1	B：機関長表彰
		0	0	C：なし

評価項目	評価内容	配点例		評価基準
		OP有	OP無	
年間受注高の状況 (注：公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)	○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・ 比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高（小数第3位切り捨て） ○ 年間受注高 ・ 長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。（随意契約工事は除く。） ・ 落札決定日、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額とする。 ○ 年度平均完成工事高 ・ 長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・ 工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヶ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 ・ 2億円未満については、2億円として比率算出する。	0.6	0.6	A：比率 0.25未満
		0.45	0.45	B：比率 0.25以上0.5未満
		0.3	0.3	C：比率 0.5以上0.75未満
		0.15	0.15	D：比率 0.75以上1.0未満
		0	0	E：比率 1.0以上1.25未満
		-0.3	-0.3	F：比率 1.25以上1.5未満
		-0.6	-0.6	G：比率 1.5以上
継続的専門能力開発システム（CPDS）	○ 長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間のCPDSへ登録した学習単位とする。	0.3	0.3	A：100ユニット以上
		0	0	B：100ユニット未満
基幹技能者の配置 ※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。	○ 登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者（以下：基幹技能者）のいずれも対象とする。 ○ 当該工事で元請または下請にかかわらず、基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。 (運用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)	0.1	0.1	A：配置する
		0	0	B：配置しない
地域精通度	※発注形態が単体の場合 ○ 当該工事施工場所の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）内または、施工管内における主たる営業所の所在とする。 ○ 入札参加資格者名簿の管内に掲載されている「主たる営業所」の所在地が、他の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）へ変更となった場合、変更後の所在地が入札参加資格者名簿に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、変更前の旧市町村に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。 ※発注形態が共同企業体の場合 ○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。） 注）以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。 ・ 「県内業者の営業所の取扱いについて」（平成22年11月30日22監第147号、22建企第471号）に基づく承認の通知を受けている営業所 ・ 「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」（平成17年9月15日制定）第5条2項1号に該当し、「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所	1.2	1.2	A：（単体の場合） 旧79市町村内に所在する主たる営業所あり （共同企業体の場合） 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	0.6	0.6	B：（単体の場合） 管内に所在する主たる営業所あり （共同企業体の場合） 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり
地域貢献度	管内の施工実績 ※管内移動があった市町における施工実績の取り扱い、管内移動年度に拘わらず、移管後の管内の施工実績とする。	1.1	1.1	A：5件の施工実績あり
		0.55	0.55	B：3件以上～5件未満の施工実績あり
		0	0	C：3件未満の施工実績
社会貢献活動の実績A	○ 公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。 ○ 対象となる社会貢献活動 ア）公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・ 「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・ 登録制度がある国、市、町に関する活動。 イ）災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・ 災害支援協定に基づく支援活動 ・ 災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・ 災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検 ○ 活動回数 ・ 対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・ 回数は、ア）、イ）に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。	0.5	0.5	A：活動実績あり
		0	0	B：活動実績なし

評価項目	評価内容	配点例		評価基準
		OP有	OP無	
社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別によって、別シートの「社会貢献活動の適用表」により選定すること。	○公告日において、当該企業の従業員が管内に所在する消防分団の消防団員として1名以上所属している企業を評価する。 ○管内において、公告日の属する前年度の土木の日、または住宅フェアのイベントの運営に協力した企業を評価する。 ○管内において、当該企業に所属する従業員が、公告日の属する前年度に「山地防災ヘルパー」としての活動実績が1回以上ある企業を評価する。 ○公告日において、当該企業に「道守」「特定道守」「道守補」として認定された従業員が所属していることを評価する。 ○公告日の属する前年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等に協力した企業を評価する。	0.2	0.2	A: いずれか該当あり
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。 ○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・運転手（特殊） ・運転手（一般）	0.5	0.5	A: 誓約する
従業員数	○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づき、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認した建設業従事職員数とする。	0.1	0.1	A: 30人以上
		0.05	0.05	B: 10人以上30人未満
		0	0	C: 10人未満
下請次數の制限	※土木工事の場合 ○当該工事の下請契約による請負次數を2次下請までと制限することを誓約する者を評価する。 ※建築工事の場合 ○当該工事の下請契約による請負次數を3次下請までと制限することを誓約する者を評価する。	0.5	0.5	A: 誓約する
		0	0	B: 誓約しない

※2 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」については、評価項目を追加することができる。
追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は10点とすること。

別表 評価の基準（標準例）【港湾・漁港の海上工事・特別簡易型】

評価項目	評価内容	配点例		評価基準
		OP有	OP無	
配置予定技術者の能力 ※2 ※配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。				
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○元請けの主任（監理）技術者または現場代理人（1級または2級施工管理技士等）として従事したものととする。	0.6	0.7	A：同種工事
		0.3	0.35	B：類似工事
		0	0	C：なし
配置予定技術者の工事成績評定	○公告日の属する年度の直前5ヶ年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請の監理（主任）技術者として従事した当該工事と同一工事種別の工事成績評定の最高点とする。 ○対象工事は長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保護）課が発注したものととする。	0.9	1.2	A：80点以上
		0.68	0.9	B：75点以上 80点未満
		0.45	0.6	C：70点以上 75点未満
		0.23	0.3	D：65点以上 70点未満
		0	0	E：65点未満、または工事成績評定なし
表彰（優秀現場技術者）	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度で以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。 ・長崎県の優秀工事表彰（下請表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者。	0.3	0.4	A：知事表彰または部長表彰
		0.15	0.2	B：機関長表彰
		0	0	C：なし
配置予定技術者の資格A	○資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○上記（1）～（3）のいずれかの取得後の年数とする。	0.6	0.7	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上または技術士取得後3ヶ月以上
		0.45	0.53	B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満
		0.3	0.35	C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満
		0	0	D：その他
		0	0	
配置予定技術者の資格B ※オプション項目（OP）	○公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1級舗装施工管理技術者 例② 地すべり防止工事士	0.6		A：あり
		0		B：なし
企業の施工能力 ※2				
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、元請として施工したもので、同種工事・類似工事該当する施工実績。 ○施工場所は長崎県内の港湾区域内または漁港区域内とする	0.9	0.9	A：同種工事
		0.45	0.45	B：類似工事
		0	0	C：なし
工事成績の評定	○公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県環境部自然環境（保護）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものととする。	0.4	0.4	A：80点以上
		0.3	0.3	B：75点以上 80点未満
		0.2	0.2	C：70点以上 75点未満
		0.1	0.1	D：65点以上 70点未満
		0	0	E：65点未満、または工事成績評定なし
施工実績件数 （注：土木一式工事及び舗装工事以外の場合は3段階評価とする）	○評価項目「工事成績の評定」の対象となった工事件数とする	0.4	0.4	A：10件以上 または、2件以上（土木一式工事・舗装工事以外）
		0.3	0.3	B：8件以上 10件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除）
		0.2	0.2	C：6件以上 8件未満 または、1件（土木一式工事・舗装工事以外）
		0.1	0.1	D：4件以上 6件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除）
		0	0	E：4件未満 または、実績なし（土木一式工事・舗装工事以外）
優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ○下請表彰は、機関長表彰として評価する。	0.2	0.2	A：知事表彰または部長表彰
		0.1	0.1	B：機関長表彰
		0	0	C：なし

評価項目	評価内容	配点例		評価基準
		OP有	OP無	
年間受注高の状況 (注: 公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)	○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・ 比率 = 年間受注高 ÷ 年度平均完成工事高 (小数第3位切り捨て) ○ 年間受注高 ・ 長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びびゅうせつ工事を対象とする。(随意契約工事は除く。) ・ 落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額 (当初請負契約額) の合計額とする。 ○ 年度平均完成工事高 ・ 長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びびゅうせつ工事を対象とする。 ・ 工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヶ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 ・ 2億円未満については、2億円として比率算出する。	0.5	0.5	A: 比率 0.25未満
		0.38	0.38	B: 比率 0.25以上0.5未満
		0.25	0.25	C: 比率 0.5以上0.75未満
		0.13	0.13	D: 比率 0.75以上1.0未満
		0	0	E: 比率 1.0以上1.25未満
		-0.25	-0.25	F: 比率 1.25以上1.5未満
		-0.5	-0.5	G: 比率 1.5以上
継続的専門能力開発システム (CPDS)	○ 長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間のCPDSへ登録した学習単位とする。	0.3	0.3	A: 100ユニット以上
		0	0	B: 100ユニット未満
基幹技能者の配置 ※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。	○ 登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者 (以下: 基幹技能者) のいずれも対象とする。 ○ 当該工事で元請または下請にかかわらず、基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。 (運用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)	0.1	0.1	A: 配置する
		0	0	B: 配置しない
主作業船の自社保有状況	【主作業船】 ○ 主作業船の自社保有状況とする。(リース保有、出資会社保有は含まない。) ○ 当該工事での使用は義務づけない。 (自社保有及び主作業船の定義は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」(平成20年10月15日 20建企第474号)による。) 【海上起重作業管理技士】 ○ 資格取得後、当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上) にある海上起重作業管理技士とする。	1.1	1.1	A: 主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士2名以上
		0.83	0.83	B: 主作業船2隻以上で 海上起重作業管理技士1名
		0.55	0.55	C: 主作業船1隻で海上起重作業管理技士1名以上、または主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士無し
		0.28	0.28	D: 主作業船1隻で海上起重作業管理技士無し
		0	0	E: なし
曳舟の自社保有状況	【曳船】 ○ 綱D300PS以上の曳船 (押船を含む) の自社保有状況とする。(リース保有、出資会社保有は含まない。) ○ 当該工事での使用は義務づけない。 (自社保有の定義は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」(平成20年10月15日 20建企第474号)による。) 【船員】 ○ 船員保険適用の船員として当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上) にある者。	0.5	0.5	A: 曳船2隻以上で船員2名以上
		0.38	0.38	B: 曳船2隻以上で船員1名
		0.25	0.25	C: 曳船1隻で船員1名以上、または曳船2隻以上で船員無し
		0.13	0.13	D: 曳船1隻で船員無
		0	0	E: なし
工事の確実かつ円滑な実施体制としての観点 地域精通度	※発注形態が単体の場合 ○ 施工管内における「主たる営業所」または、「管内営業所」の所在とする。 ※発注形態が共同企業体の場合 ○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 注) 「管内営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所。 ・ 「県内業者の営業所の取扱いについて」(平成22年11月30日22監第147号、22建企第471号)に基づく承認の通知を受けている営業所 ・ 「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」(平成17年9月15日制定) 第5条2項1号に該当し、「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所 注) 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。(入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。)	0.6	0.6	A: (単体の場合) 管内に主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり
		0.3	0.3	B: (単体の場合) 管内に管内営業所あり (管内に「管内営業所」が無い場合は削除) (共同企業体の場合) 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり
		0	0	C: なし

評価項目		評価内容	配点例		評価基準
			OP有	OP無	
地域貢献度	管内の施工実績 ※管内移動があった市町における施工実績の取り扱い、管内移動年度に拘わらず、移管後の管内の施工実績とする。	○管内において、公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県（公社等は除く）発注の元請として施工したもので、最終請負金額2,500万円以上のものとする。	0.5	0.5	A：5件の施工実績あり
			0.25	0.25	B：3件以上～5件未満の施工実績あり
			0	0	C：3件未満の施工実績
	社会貢献活動の実績A	○公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。 ○対象となる社会貢献活動 ア）公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。 イ）災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要な資材・機材等の給付 ○活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア）、イ）に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。	0.3	0.3	A：活動実績あり
	社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別によって、別シートの「社会貢献活動の適用表」により選定すること。	○公告日において、当該企業の従業員が管内に所在する消防団員の消防団員として1名以上所属している企業を評価する。 ○管内において、公告日の属する前年度の土木の日、または住宅フェアのイベントの運営に協力した企業を評価する。 ○管内において、当該企業に所属する従業員が、公告日の属する前年度に「山地防災ヘルパー」としての活動実績が1回以上ある企業を評価する。 ○公告日において、当該企業に「道守」「特定道守」「道守補」として認定された従業員が所属していることを評価する。 ○公告日の属する前年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等に協力した企業を評価する。	0.1	0.1	A：いずれか該当あり
			0	0	B：なし
	労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。 ○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・高級船員 ・普通船員	0.5	0.5	A：誓約する
			0	0	B：誓約しない
	従業員数	○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づき、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認した建設業従事職員数とする。	0.1	0.1	A：30人以上
			0.05	0.05	B：10人以上30人未満
			0	0	C：10人未満
	下請次數の制限	※土木工事の場合 ○当該工事の下請契約による請負次數を2次下請までと制限することを誓約する者を評価する。 ※建築工事の場合 ○当該工事の下請契約による請負次數を3次下請までと制限することを誓約する者を評価する。	0.5	0.5	A：誓約する
			0	0	B：誓約しない

※1 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」については、評価項目を追加することができる。
追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は10点とすること。

技術資料作成要領

① 技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式1号	1) 作成要領 ①様式には押印すること。 2) 特記事項 押印がない者の提出した技術資料は無効とする。

② 配置予定技術者の能力

「評価の基準」を証明する資料は、競争参加資格確認申請書において提出する各種添付書類とは別に、総合評価用として添付すること。

配置予定技術者の施工実績	様式3号 (2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。)	1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」を証明する資料(コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量・技術者名等、施工実績が確認できるもの)を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
配置予定技術者の工事成績評定		1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」を証明する資料(工事成績評定通知書の写し、コリンズの写し等の該当工事名・発注機関・技術者名・工事の業種を確認できるもの)を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
表彰(優秀現場技術者)		1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」を証明する資料(優秀現場技術者表彰状の写し等)を添付すること。 ③ 優秀工事表彰については、優秀工事表彰状の写し等とコリンズの写し等を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
配置予定技術者の資格A		1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」の資格を証明する資料(資格者証、合格証明書等の写し)を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
配置予定技術者の資格B		1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」の資格を証明する資料(資格者証、合格証明書等の写し)を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。

③ 企業の施工能力

「評価の基準」を証明する資料は、競争参加資格確認申請書において提出する各種添付書類とは別に、総合評価用として添付すること。

企業の施工実績	様式4号	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量等、施工実績が確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
工事成績の評定		(本様式への記載、及び資料の提出の必要はない。)
施工実績件数		(本様式への記載、及び資料の提出の必要はない。)
優秀工事表彰		1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」を証明する資料（優秀工事表彰状の写し等）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
年間受注高の状況		1) 作成要領 ① 当該企業で把握している、「年間受注高」「年度平均完成工事高」を記載すること。 2) 特記事項 本様式への記載の「年間受注高」「年度平均完成工事高」を参考とし、長崎県データベースの金額により評価する。
継続的専門能力開発システム（CPDS）		1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、企業の登録学習単位合計数を記載すること。 ② 長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づき、長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認したものについては、「評価の基準」を証明する資料（学習履歴証明書等）は不要とする。 ③ 長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出をしていないもの、または、申請漏れがあったものについては、「評価の基準」を証明する資料（該当機関の学習履歴証明書等）を添付すること。ただし、学習単位合計すべてを証明する資料を添付すること。 2) 特記事項 ① 上記に示す作成要領②の場合は、本様式に記載がないものについては評価しない。 ② 上記に示す作成要領③の場合は、添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
基幹技能者の配置		1) 作成要領 基幹技能者を配置することを誓約する場合は「配置する」を、誓約しない場合は「配置しない」を選択すること。 2) 特記事項 本様式に記載がないものについては評価しない。

主作業船の自社保有状況 (港湾・漁港の海上工事の場合)	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 長崎県土木部港湾課及び水産部漁港漁場課が、「長崎県発注の港湾・漁港等海上工事における作業船関係確認申請書(様式3)(以下:申請書)」の提出により確認した主作業船及び海上起重作業管理技士を記載すること。 (「評価の基準」を証明する資料は不要とする。) ③ やむをえず、上記②以外の主作業船及び海上起重作業管理技士を記載する場合は、「評価の基準」を証明する下記に示す④及び⑤の資料を添付すること。 ④ 作業船の3ヶ月以上の自社保有を証明する資料・・・作業船保有確認証、登記簿謄本、償却資産申告書(当該船舶関係部分)、固定資産税納税通知書と領収書又は納税証明書、法定等検査合格証等、売買契約書、譲渡を証明するもの等の写し。 ⑤ 海上起重作業管理技士の資格取得後3ヶ月以上の雇用を証明する資料・・・資格者証の写し及び雇用関係を証明する資料(健康保険証等の写し)。 2) 特記事項 ① 上記に示す作成要領②の場合は、本様式に記載がないものについては評価しない。 ② 上記に示す作成要領③の場合は、添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
曳船の自社保有状況 (港湾・漁港の海上工事の場合)	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 長崎県土木部港湾課及び水産部漁港漁場課が、「申請書」により確認した曳船及び船員(船員保険適用)を記載すること。(「評価の基準」を証明する資料は不要とする。) ③ やむをえず、上記②以外の曳船及び船員(船員保険適用)を記載する場合は、「評価の基準」を証明する下記に示す④及び⑤の資料を添付すること。 ④ 曳船(押船を含む)の規格(鋼D300PS以上)及び3ヶ月以上の自社保有を証明する資料・・・船舶検査証書及び船舶検査手帳等の写し。 ⑤ 船員(船員保険適用)の3ヶ月以上の雇用を証明する資料・・・雇用関係を証明する資料(船員保険被保険者証の写し)。 2) 特記事項 ① 上記に示す作成要領②の場合は、本様式に記載がないものについては評価しない。 ② 上記に示す作成要領③の場合は、添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
地域精進度 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 管内の施工実績	様式5号 1) 作成要領 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容(区分・所在地)を記載するものとする。 2) 特記事項 本様式に記載がないものについては評価しない。 1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載するものとする。 ② 「評価の基準」を証明する資料(コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等の発注機関・施工場所・完成年度・請負金額を確認できるもの)を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料で「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。

地域貢献度	社会貢献活動の実績A	様式6号	1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」を証明する資料として、以下のものを添付すること。 ・活動回数を証明する資料 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動については、「愛護団体登録通知書またはアダプト決定通知」の写し及び「清掃・美化作業終了届」の写し ・「国、市、町に関する社会貢献活動」で、企業名で登録できるものについては、登録を証明する資料 ・「国、市、町に関する社会貢献活動」で、企業名で登録できないものについては、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明する資料、及び当該活動において参加した者が、当該企業所属の従業員であることを当該企業の代表者が証明する資料 ・災害支援支援に関する活動については、当該企業が所属する協定団体が証明する資料 2) 特記事項 添付された資料で「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
	社会貢献活動の実績B		1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」を証明する資料として、以下のものを添付すること。 ・「消防団員」については、所属する消防分団の分団長等が証明する資料。 ・「土曜の日」「住宅フェア」については、当該企業が所属する団体の長が証明する資料。 ・「山地防災ヘルパーの活動実績」については、山地災害・治山施設状況報告書の写し、又は、担当機関が発行する活動実績証明書の写し。 また、山地防災ヘルパー認定証等の写し及び当該企業に所属する従業員であることを証明（健康保険証等の写し）する資料。 ・「道守補等の所属」については、「観光ナガサキを支える道守養成ユニット」の養成講座における「道守」「特定道守」「道守補」いずれかの認定証の写し及び当該企業に所属する従業員であることを証明（健康保険証等の写し）する資料。 ・「地域産業の担い手育成プロジェクト等の協力」については、「将来の長崎県の建設産業を担う人材の育成事業」において、土木系及び農業土木系専門高校生徒の企業実習（現場見学・現場実習）を実施したことを、当該企業が所属する団体の長が証明する資料。 ③「社会貢献活動の実績B」を証明する資料は、公告日において証明内容に変更がなければ、公告日以前の日付での各実績等を証明する資料の写しの添付を認める。 2) 特記事項 添付された資料で「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
	労務賃金の支払い		1) 作成要領 ①「1日当たりの平均労務賃金」を「長崎県における設計労務単価以上支払う」ことを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を選択すること。 ②上記①の選択にあたっては、長崎県土木部ホームページの総合評価様式集に掲載している「労務賃金支払確認表」の記載要領を参考とすること。
	従業員数		(本様式への記載、及び資料の提出の必要はない。)
	下請次數の制限		1) 作成要領 (※公告する工事が土木工事の場合) ①当該工事の下請契約による請負次數を2次下請までと制限することを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を選択すること。 (※公告する工事が建築工事の場合) ①当該工事の下請契約による請負次數を3次下請までと制限することを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を選択すること。

※添付が義務づけられている証明する資料は、基本的に競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それが無い場合、またはそれにより証明できない場合に限り「発注機関の証明書」とすることができる。

④ 客観的評価項目の自己審査表

様式	作成要領及び特記事項
自己審査表	1) 作成要領 ①「評価の基準」に基づき、各評価項目の配点を記載すること。 ② 配置予定技術者を2名申請する場合は、配点合計が低い配置予定技術者の配点を記載すること。 2) 特記事項 評価は提出された技術資料により行い、自己審査表は参考資料とする。

技術資料の提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参のみ受付	紙2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）1部。
電子入札	持参の場合	紙2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）1部。
	郵送の場合	紙1部（原本）、電子媒体（CD）1部。

提出様式はhttp://www.doboku.pref.nagasaki.jp/koukei/sou_hyouka.htmlのURLから入手すること。

注：電子媒体（CD）は、以下のファイルを収めること。

- ・PDFデータ・・・様式1号～6号、自己審査表及び添付資料（評価の基準を証明する資料）
- ・Excelデータ・・・様式1号～6号及び自己審査表
（CDには「工事番号」、「工事名」、「商号」（または「名称」）を記載すること。また、PDFファイル及びExcelファイルのファイル名は「商号」（または「名称」）とすること）

様式1号：技術資料総括表

様

共同企業体名：

住所：

商号または名称：

代表者名：

印

建設業許可番号：知事 般一 号
(代表構成員)

建設業許可番号：知事 般一 号
(その他構成員)

下記について書類を添えて提出します。

なお、本工事の入札においては入札金額とともに本技術資料をもって入札
することを誓約します。

記

1. 入札公告日：平成 年 月 日

2. 工事番号：

3. 工事名：

添付書類

様式3号：配置予定技術者の能力

様式4号：企業の施工能力

様式5号：地域精通度

様式6号：地域貢献度・安全管理

様式（自己審査表）

様式3号：配置予定技術者の能力

氏 名		配置予定技術者1	配置予定技術者2
施 工 実 績	同種・類似工事の別		
	工 事 番 号		
	工 事 名		
	完 成 年 度		
	コ リ ン ズ 番 号		
工 事 成 績 評 定	評 定 点		
	工 事 番 号		
	工 事 名		
	完 成 年 度		
	コ リ ン ズ 番 号		
表 彰	表 彰 の 区 分		
	表 彰 年 度		
	工 事 名		
資 格 A	資 格 の 種 類	上の欄が技術士の場合、建設部門、農業部門（農業土木）総合技術監理部門（建設部門）等記載	上の欄が技術士の場合、建設部門、農業部門（農業土木）総合技術監理部門（建設部門）等記載
	資 格 取 得 年 月 日		
資 格 B	資 格 の 種 類		
	資 格 取 得 年 月 日		

※ 入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

様式4-1号：企業の施工能力

施 工 実 績	同種・類似工事の別	
	工 事 番 号	
	工 事 名	
	完 成 年 度	
	受注形態・出資比率	
	コ リ ン ズ 番 号	
表 彰	表 彰 の 区 分	
	表 彰 年 度	
	工 事 名	
状 年 間 受 注 高 況 の	年 間 受 注 高 (消 費 税 込)	
	年度平均完成工事高 (消 費 税 込)	
CPDS登録学習単位合計数		
基幹技能者の配置		
専門技術者保有状況		

※ 入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

様式4-2号：企業の施工能力

自主 社作 保業 有船 状 況の	主 作 業 船 の 隻 数	
	船 舶 の 名 称 規 格 有 効 期 限	
	船 舶 の 名 称 規 格 有 効 期 限	
保曳 船 有 の 状 自 況社	鋼D300PS以上の 曳船（押船含）の隻数	
	船 舶 の 名 称 規 格 有 効 期 限	
	船 舶 の 名 称 規 格 有 効 期 限	
管海 理上 起 技重 士作 数業	氏 名 登 録 番 号 有 効 期 限	
	氏 名 登 録 番 号 有 効 期 限	
適船 用（船員保 險 数	氏 名 有 効 期 限	
	氏 名 有 効 期 限	

※ 入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

様式 5 号：地域精通度

実施体制拠点	区分（代表構成員）	
	所在地	
	区分（その他構成員）	
	所在地	
施工実績 1	工事番号	
	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	完成年度	
	CORINS 番号	
施工実績 2	工事番号	
	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	完成年度	
	CORINS 番号	
施工実績 3	工事番号	
	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	完成年度	
	CORINS 番号	
施工実績 4	工事番号	
	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	完成年度	
	CORINS 番号	
施工実績 5	工事番号	
	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	完成年度	
	CORINS 番号	

※入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

様式6号：地域貢献度・安全管理

地域貢献度

社会 貢献 活動	登 録 団 体 名	
	活 動 年 度 と 回 数	H20 H21 H22 H23 H24 合計 0
災害 支 援 活動	所属する協定締結団体名	
	活 動 年 度 と 回 数	H20 H21 H22 H23 H24 合計 0
社会貢献活動と災害支援 活動の活動回数合計		H20 H21 H22 H23 H24 合計 0 0 0 0 0 0
団消 員防	氏 名	
イ ベ ン ト	イ ベ ン ト 名	
	開 催 管 内	
へ山 ル地 パ防 ー災	活 動 実 績	
	氏 名	
	活 動 管 内	
所道 守等 属の	道守等の所属状況	
	道 守 の 種 別	
	氏 名	
育地 成域 プロ産 ジェ業 クトの 担い 手等	プロジェクト等への協力	

労務賃金の支払い	
----------	--

下請次数の制限	
---------	--

※ 入札公告「評価の基準」、「技術資料作成要領」参照

